

和泉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について（概要）

福祉部高齢介護室

1 主な改正の理由

令和6年4月1日付けで、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号に規定する、地域包括支援センターの職員の配置基準が緩和されたため、これに伴い規定の改正を行うほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

地域包括支援センターに、担当区域の被保険者数3千人以上6千人未満ごとに置くべき常勤の職員の員数の基準について、従来は、①保健師その他これに準ずる者、②社会福祉士その他これに準ずる者及び③主任介護支援専門員その他これに準ずる者をそれぞれ1人としていたが、以下の例外規定を新たに設ける。

- ・ 和泉市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）が必要と認めた場合、常勤換算方法（非常勤の者を含む職員の勤務延時間数を元に、常勤の職員数に換算する方法）による職員配置を可能にする。
- ・ 協議会が必要と認めた場合、複数の地域包括支援センターの担当区域を一の区域として、当該区域内の被保険者数に応じた常勤の職員の員数の基準を、当該区域内の地域包括支援センター全体で満たし、かつ各地域包括支援センターが上記①～③から2名以上の常勤の職員を置く（協議会が常勤換算方法を認めることを妨げない）ことで、基準を満たすものとする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

（省令改正の経過措置により、基準条例の改正は最長1年間猶予されている。）

和泉市国民健康保険条例の一部改正について（概要）

市民生活部保険年金室

1 主な改正の理由

- （１）令和６年７月４日付け厚生労働省通知により、被保険者が急患等として保険医療機関等を受診した際の一部負担金及び国民健康保険料について、必要に応じて徴収猶予を活用し、その際の猶予期間は、最長１年とするように要請があった。また、大阪府からも各市町村はこの要請に対応するよう方針が示されたことから、所要の規定の整備を行う必要がある。【第２５条関係】
- （２）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）（公布日：令和５年６月９日、施行日：令和６年１２月２日）により、被保険者証が廃止されることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。【第３０条関係】

2 主な改正の内容

- （１）第２５条を改正し、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者の保険料について、最長１年間徴収猶予できるようにする。（一部負担金の徴収猶予については、要綱で規定）
- （２）第３０条を改正し、被保険者証の返還に応じない者に対する罰則規定を削除し、国民健康保険法の改正に伴う引用条文の条ずれを修正する。

3 施行期日

令和６年１２月２日から施行する。

4 経過措置

- （１）改正後の第２５条の規定は、令和６年度分の保険料のうち令和６年１２月以後の期間に係るもの及び令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度分のうち令和６年１１月以前の期間に係るもの及び令和５年度分までの保険料については、なお従前の例による。【第２５条関係】
- （２）令和６年１２月１日以前に被保険者証の返還に応じなかった場合及び令和６年１２月２日以降に現に交付されている被保険者証の返還に応じなかった場合における罰則の適用については、なお従前の例による。【第３０条関係】

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の 一部を改正する条例制定について（概要）

教育・こども部学校教育室

1 主な改正の理由

学校規模の適正化及び小中一貫教育推進の観点から、義務教育学校を新設し、横山小学校及び南横山小学校並びに槇尾中学校を新設校に統合する必要がある。

2 主な改正の内容

- ・ 第1条中「同 横山小学校 同 北田中町183番地
同 南横山小学校 同 父鬼町1506番地」を削る。
- ・ 第2条中「同 槇尾中学校 同 仏並町198番地」を削る。
- ・ 第3条中「和泉市立南松尾はつが野学園 和泉市はつが野六丁目45番1号」の次に「同 槇尾学園 同 仏並町207番地の1」を加える。

3 施行期日

令和7年4月1日

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 制定について（概要）

総務部総務管財室

1 主な改正の理由

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）（公布日：令和４年６月１７日、施行日：令和７年６月１日）により、懲役刑及び禁錮刑が廃止されるとともに拘禁刑が創設されるため、関係条例において所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

以下の条例中の「懲役」並びに「禁錮」及び「禁固」を「拘禁刑」に改める

- ・ 和泉市功労者表彰条例（市長公室秘書課）
- ・ 和泉市職員の給与に関する条例（市長公室人事課）
- ・ 和泉市ラブホテル建築規制条例（都市デザイン部建築・開発指導室）
- ・ 和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（消防本部総務課）
- ・ 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（消防本部総務課）
- ・ 和泉市議会の個人情報の保護に関する条例（議会事務局総務課）

※ 和泉市生活環境の保全等に関する条例（環境産業部環境政策室）については、令和７年４月１日付けで罰則規定を削除予定のため、改正対象外。

3 施行期日

令和７年６月１日

4 経過措置

- ・ この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。（懲役又は禁錮を科す。）
- ・ 他の条例の改廃時の経過措置で、懲役又は禁錮を科すことについて、なお従前の例による等としている規定を適用する場合は、同期間の有期拘禁刑を科す。
- ・ 他の条例の改廃時の経過措置で、禁錮以上の刑に処せられた者の資格について、なお従前の例による等としている規定を適用する場合は、拘禁刑に処せられた者を禁錮刑に処せられた者とみなす。
- ・ 禁錮又は懲役が定められている罪につき起訴をされた者に対して、この条例による改正後の給与条例を適用する際は、その者を拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

※ 人の資格に関して、禁錮又は懲役に処せられた者を、拘禁刑に処せられた者とみなす経過措置は、法律の規定が適用されるため、条例で規定不要。